

令和5年第4回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和5年12月14日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 決算特別委員会 認定第1号 令和4年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定に
委員長報告 について
- 第 5 認定第2号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 6 認定第3号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 7 認定第4号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 8 認定第5号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 第 9 議案第59号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村
一般会計補正予算（第9号））
- 第10 議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第11 議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例案について
- 第12 議案第62号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例案について
- 第13 議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例案について
- 第14 議案第64号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 第15 議案第65号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 第16 議案第66号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案について
- 第17 議案第67号 赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案について
- 第18 議案第68号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 第19 議案第69号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）

- 第20 議案第70号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第21 議案第71号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
第22 議案第72号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第23 一般質問

◎出席議員（8名）

1番	阿部	猛	君	2番	連	茂	君		
3番	曾根	敏	明	君	4番	能登	ゆう	君	
5番	川人	孝	則	君	6番	藤門	弘	君	
7番	山口	芳	之	君	8番	岩井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬場	希	君							
副	村	長	大石	和	朗	君					
会	計	管	理	者	谷	早	苗	君			
総	務	課	長	高松	重	和	君				
住	民	課	長	小林	義	幸	君				
保	健	福	祉	課	長	神	信	弘	君		
産	業	課	長	秋元	千	春	君				
建	設	課	長	釣	賀	謙	一	君			
教	育	課	長	根	井	朗	夫	君			
教	育	委	員	会	次	長	藤	田	俊	幸	君
代	表	監	査	委	員	大	西	敏	典	君	

◎議会事務局

事	務	局	長	横	井	慎	之	君
書	記	伊	藤	秋	恵	君		

(午後 1時00分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和5年第4回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案14件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、連茂君及び3番、曾根敏明君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月18日までの5日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり、説明員の出席を求めているので、ご報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和5年10月分から11月の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。

第3に、去る11月29日に第67回町村議会議長全国大会が開催されまして、4ページから8ページに配付いたしておりますので、決議がなされましたので、ご報告申し上げます。
続いて、村長より行政報告を行います。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、行政報告5件をご報告させていただきます。

お手元の資料1枚めくっていただきまして、まず1点目はふるさと納税の状況についてでございます。令和5年11月末現在のふるさと納税の状況についてご報告いたします。ふるさと納税の申込み状況としては、本年4月から11月末時点での申込み状況は1.9億円となっており、前年同期比114%という状況になっております。下の表のとおりでございます。

2として、ふるさと納税受入れ実績の推移でございます。平成28年度よりポータルサイトを活用したふるさと納税の募集を展開し、全国的なふるさと納税制度の認知度向上をはじめ、ふるさと納税制度改正、地域特産品であるお礼の品に対する魅力、村という小さな自治体を応援しようとする心理など、赤井川村に対するふるさと納税は様々な要因があると推測しています。本年度はふるさとチョイスと連携するauふるさと納税、セゾンのふるさと納税、ヤフーふるさと納税などANAふるさと納税に加え、10月より新たに楽天ふるさと納税を導入し、ふるさと納税の募集を展開しております。

2ページ目に入ります。上の表がふるさと納税受入れ実績の推移でございます。

3として、ふるさと納税の使途意向、昨年4月からのふるさと納税募集に関しては、まち・ひと・しごとに関わる事業を使途として募集を展開しております。

4、お礼の品の状況です。令和5年4月から令和5年11月までのお礼の品の状況については、次のとおりとなっております。本年度のふるさと納税制度の改正により新たな地域特産品をお礼の品に追加する場合には北海道を經由し、総務省において指定基準に適合していることの確認が必要というふうになっております。下の表は、ふるさと納税の返礼品の状況ということで円グラフで表しております。

以上、ふるさと納税の状況についてご報告させていただきます。

続いて、2点目として、令和5年度地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰の受賞についてでございます。令和4年4月より運行を開始しておりますむらバスにつきましては、このたび地域公共交通に関する取組が他地域の模範となるような顕著な功績がある団体として北海道運輸局より推薦され、有識者で構成する委員会での選考を経て、赤井川村地域公共交通活性化協議会が地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰を受賞しましたので、下記のとおり行政報告いたします。

記としまして、1、表彰式につきましては、昨日になります令和5年12月13日水曜日午後2時より国土交通省の会議室で行われました。

2として、選考基準としては、①として住民、NPO、企業等の地域の多様な主体が地域公共交通に関する取組に参画していること。②として、地域の実情に合った創意工夫が凝らされていること。③として、事業の今後の自立性、継続性が見込まれること。

3としまして、赤井川村地域公共交通活性化協議会の取組概要についてでございます。村唯一のバス路線の存廃協議の申入れを契機に村役場が中心となり、リゾート会社の従業員送迎バスといった村内の輸送資源をフル活用し、地域の多様な意見を取り入れ、自らがデザインした持続可能な公共交通むらバスを運行するなど、地域公共交通の確保、維持に

取り組んだことが評価されたものでございます。次ページから9ページまでそれぞれ資料が添付されていますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

昨日協議会の会長である村長と総務課長のほうが東京の国土交通省のほうに出向きまして、賞状と盾を頂いてきておりますので、後ほどまたホームページ等でお知らせ、広報でもお知らせをしたいなというふうに考えております。

続いて、10ページ目、3点目になります。北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果について。赤井川村では、村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採水場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流にて表流水、沢水を採取しております。

直近のモニタリング結果について次のとおり報告しますということで、下の表がその検査結果になります。令和5年11月16日10時15分に採取した結果ということで、全ての項目において基準値以下というふうになってございますので、ご報告させていただきます。

続いて、4点目、12ページになります。赤井川村地域生活応援クーポン事業の中間報告についてでございます。事業概要としては、利用期間が令和5年7月15日から令和6年1月31日までの期間でございます。発送数としましては1,087通、1束1,000円の券が10枚で、対象者は令和5年5月1日現在の世帯人員数というふうになっております。業務の委託先は、赤井川村商工会でございます。

事業実績として、11月分までとして実流通数として1,009冊、金額にして1,009万円でございます。登録事業者数は31事業者となっております。利用状況は、7月から11月までが御覧のとおりになっております。換金率としては、73.29%でございます。その他として、村広報1月号において事業概要を再周知して、村民の皆様に使残しないように周知をしていきたいというふうに考えてございます。

最後になります。5点目になります。最後のページ、13ページ目に入ります。令和5年9月1日以降工事等発注状況でございます。9月13日の板小屋川河川整備工事から11月6日の北丸山線道路改良工事まで、計19件の工事の発注状況を掲載してございますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

以上、5点について行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4ないし日程第8 決算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7及び日程第8、決算特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（川人孝則君） 決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された認定第1号 令和4年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第5号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、認定すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和4年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第1号 令和4年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第2号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第3号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第4号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第5号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第59号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第9、議案第59号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度赤井川村一般会計補正予算(第9号))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長(大石和朗君) それでは、私のほうから議案第59号の説明をさせていただきます。

議案第59号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、災害復旧工事に要する公共施設整備基金繰入金の増額並びに村道東二番線排水流末災害復旧工事費及び滝の川護岸災害復旧工事の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年10月18日、赤井川村長。

それでは、令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第9号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思っております。令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,657万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月18日専決、赤井川村長。

続いて、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金、既定額に550万円を追加し、1億4,740万8,000円に、これは2項基金繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に550万円を追加し、29億5,657万9,000円となります。

続いて、3ページです。歳出、10款災害復旧費、既定額に558万8,000円を追加し、1,690万5,000円に。

12款予備費、既定額から8万8,000円を減じ、86万5,000円に。

歳出合計としては、歳入と同額の既定額に550万円を追加し、29億5,657万9,000円となります。

次に、6ページに移ります。2、歳入、18款繰入金、2項基金繰入金、7目公共施設整備基金繰入金、既定額に550万円を追加し、1,590万円に、内訳はこの後歳出のほうで説明いたします災害復旧工事の財源として計上するものでございます。

続いて、7ページです。3、歳出、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、既定額に558万8,000円を追加し、1,690万5,000円に、内訳は10月の豪雨による村道東二番線排水流末災害復旧工事及び滝の川護岸災害復旧工事の工事費用を新たに計上するものでございます。

続いて、8ページです。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から8万8,000円を減じ、86万5,000円とするものでございます。内訳は、歳出のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第59号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第59号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第10 議案第60号ないし日程第13 議案第63号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第10、議案第60号から日程第13、議案第63号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第11、議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第12、議案第62号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第13、議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第60号から議案第63号につ

いては、本年度人事院勧告に基づく給与改正となっております。一括してご説明させていただきます。

初めに、条例改正に関する本年度人事院勧告の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案第60号の40ページをお開きください。本年度人事院勧告による給与勧告のポイントは、資料上段の3点となっております。1点目は、民間給与との格差0.96%を解消するため、初任給をはじめとする俸給月額の上上げ、2点目はボーナスの0.1月分の上上げで、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するものとなっております。これにより年間のボーナス支給月数を現行の4.4月から4.5月とするものです。なお、3点目の在宅勤務手当の新設については、現状の村職員の働き方に鑑み導入しないものとしています。

以上、人事院勧告の概要説明を終了し、各議案についてご説明いたします。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案38ページ目になります改正要点資料を御覧ください。改正条例案第1条においては、本年度人事院勧告に基づく期末、勤勉手当支給率の改正で、期末手当年間支給率を現行の100分の240を100分の245に、勤勉手当年間支給率を現行の100分の200から100分の205へと改正し、年間の期末、勤勉手当支給率を100分の440から100分の450とするものです。なお、再任用職員に関する期末、勤勉手当の年間支給率は、現行の100分の230から100分の235となります。また、別表の行政職給料表1から3を平均改定率1.1%として給与改定を行うものです。なお、期末、勤勉手当は令和5年12月支給分から、給料表については令和5年4月1日に遡及し、適用するものです。同一の給料表を準用している会計年度任用職員についても同様の取扱いとなります。

改正条例案第2条においては、令和6年6月以降支給分の期末、勤勉手当支給率を6月、12月ともに100分の225と改正し、年間の支給率を100分の450とするものです。

改正附則においては、改正条例の施行期日をはじめ、条例改正前の規定に基づいて支給された給与は、条例改正後の給与の内払いとみなす規定を定めております。

次に、議案第61号に移ります。議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、村ではかねてより国公準拠の方針を取っており、先ほどご説明いたしました人事院勧告に基づき期末手当率を改正したく、この条例を改正しようとするものであります。

議案3 ページ目の改正要点資料を御覧ください。改正条例案第1条では、期末手当の支給率を本年12月支給分から遡及適用し、年間支給率を改正前の100分の440から100分の450に改正するとともに、改正条例案第2条においては来年度の6月、12月の期末手当支給率を100分の225とし、年間100分の450を支給する改正内容となっております。

また、改正条例案附則第1条においては条例改正の施行期日を定め、附則第2条においては既に支給されている期末手当については、条例改正後の規定を適用させる場合は、条例改正前の規定に基づいて支給された期末手当は条例改正後の期末手当の内払いとみなす規定を定めております。

続きまして、議案第62号に移ります。議案第62号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

条例改正の理由及び改正内容につきましては、先ほどの議案第61号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

最後に、議案第63号についてご説明いたします。議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

本議案につきましても、条例改正の理由並びに改正内容につきましては議案第61号と同様となっておりますので、ここでも説明を省略させていただきます。

以上で議案第60号から議案第63号までを一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議員報酬と特別職の給与については審議会が設置されていると思うのですが、その開催状況と、あとその中で出た意見等を教えていただければと思います。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいまのご質問につきましてはかねてより、先ほどの説明

でも国公準拠の方針を取っているというようなご説明をさせていただいておりました。特別職においても、教育長においても、議会議員においても。慣行として人事院勧告に基づき期末手当率の改正を行う場合については、当村においては特別職の報酬審議会を開催してございません。それで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ただいま慣行によりというご説明だったのですけれども、いつぐらいからの慣行、ということはこの給料審議会自体形骸化しているのかなというおそれもあるのですが、どのように、では給与の改定等に対して住民の意見が反映される場というのがある意味ない状態ということにもつながるので、ちょっと形骸化について心配になってしまいますが、その辺どのように理解されているか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今のご質問につきましては、特別職であればいわゆる給料月額、議会議員の皆様におきましては議員報酬の改定を行う場合には審議会のほう開催しております。直近の改正は、すみません、ちょっと記憶が定かではありませんが、5年ぐらい前だったというふうに記憶をしておりますので、そのときには審議会を開催して答申をいただき、条例改正をしていただいて議会で議決をいただいている、そのような状況になってございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 条例を読む限り、例えば第2条だと議員報酬であるとか、特別職の給与の額に関する条例を議会に提出するときは審議会の意見を聞くという条例になっていますが、特に期末手当だからどうこうという文言ってないと思うのです。そうすると、都合よく読み替えてしまったのかなとも言われかねない。もし慣例によってそういうふうにしてあるのであれば、条例のほうもそれに併せて審議の上で変えていくのが筋なのかなって感じるのですが、その辺いかがでしょうか。最後の質問です。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 特別職報酬審議会の条例の規定では、今多分ご紹介があったような形で規定はされていると思いますが、先ほどもご説明しましたけれども、基本的な月額報酬、月額給与の改正以外の部分の改定につきましては今まで審議会を経ず、それは過去5年とか10年とかではなくて、かなり古い段階からだというふうに私は認識しておりますけれども、期末手当の改正についてはそのような方針というか、方法、運用を行っております。後志管内も全てとは言いませんが、我が村と同じような感じで運用しているという部分も総務課長会議の中でも情報共有はさせていただいております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 阿部猛君。

○1番（阿部 猛君） ほかの賃上げというのですか、改正は分かりますけれども、農業

委員会のほうの改正というか、そういうことは考えていなかったですか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今いただいたご意見は、ご質問は非常勤の特別職というような形の、農業委員会の委員さんはじめ、選挙管理委員さんもろもろいらっしゃるというふうに思っておりますけれども、その点の報酬の改定については現下のところ今改正をするというような考えはございません。

以上です。

○議長（岩井英明君） 阿部猛君。

○1番（阿部 猛君） 農業委員会に関しては私もおりましたので、あれなのですけれども、もう何十年という期間というのですか、いつから上がっていないのか記憶にないぐらいだと思います。そんなこともありまして、委員の意欲というか、士気にも関わる問題ですし、これはやっぱり見直しをかけていくべきものだと思うのですけれども、この辺は全く考えないということではよろしいのですか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 今回の改正については、常勤の部分の報酬、もしくは給与に関する部分が人事院勧告によって率の改定になったということで、それに併せて条例の改正をさせていただいていると。今議員がおっしゃいました非常勤の部分に、総務課長もお話ししましたけれども、については今のところそういった形の中で、日額報酬なんかも含めて改定をするという考え方を今のところ持っておりますので、近隣の類似する部分についてはさほど、それほど大きく差もないというふうに捉えておりますので、今後そういった部分を考える時期が来るのかもしれませんが、今現在においては改正する考え方は持っておりません。議員からお話があったように、そういった意見もあるということは承知おきしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 質疑ありませんか、そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

阿部議員におかれては、足のけがのため切なそうなので、採決については挙手を認め、これを許します。

この採決は、起立により行います。

議案第60号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第61号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第62号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第62号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第63号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第14 議案第64号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、議案第64号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） ただいま上程いただきました議案第64号についてご説明いた

します。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

それでは、議案第64号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、この条例を改正しようとするものです。

議案8ページの改正要点資料を御覧ください。今回この条例の改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正が行われたことにより総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。

第23条第3項の改正につきましては、産前産後期間に係る出産被保険者の所得割額及び均等割額の減額について規定する改正。

第24条の3の改正につきましては、産前産後の期間の減額に係る届出について規定する改正となっております。届出により出産被保険者の産前産後期間の国民健康保険税の減額措置が行われます。

第24条の4及び第24条の5の改正につきましては、第24条の3の追加に伴う繰下げ、附則第14項の改正につきましては、引用条項の整理となっておりますので、条例改正による影響はありません。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第64号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第64号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第15 議案第65号及び日程第17 議案第67号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第15、議案第65号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第15、議案第65号から日程第17、議案第67号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第65号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第16、議案第66号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について及び日程第17、議案第67号 赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私からただいま上程いただきました議案第65号についてご説明をさせていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしません、改正点につきましては改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第65号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

理由としましては、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律関連の政省令等の施行に伴い、この条例を改正しようとするものです。

4ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、第7条、第15条、第40条については法改正に伴う引用条項の整理をするもので、第37条については法改正に伴う文言の整理、第44条については法改正に伴い管轄大臣を変更するものでございます。

続きまして、議案第66号についてご説明をさせていただきます。

議案第66号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例案について。

赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

理由としましては、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律関連の政省令等の施行に伴い、この条例を改正しようとするものです。

3ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、第25条について法改正に伴い管轄大臣の変更をするものでございます。

続きまして、議案第67号についてご説明をさせていただきます。

議案第67号 赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

理由としましては、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことに伴い、この条例を改正しようとするものです。

3ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、附則第2条につきまして職員に関する経過措置にて放課後児童支援員とみなすことができる研修修了予定の要件を変更するものでございます。

以上でございます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第65号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第65号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第66号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第66号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第66号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第67号 赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第67号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第67号 赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで若干休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（岩井英明君） 再開いたします。

◎日程第18 議案第68号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第18、議案第68号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第68号についてご説明いたします。

議案第68号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

別紙のとおり赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについて、過疎地

域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

計画変更の理由につきましては、事業名、事業内容の追加によるものです。

2ページ目をお開きください。左側上段の区分の欄になりますが、6の生活環境の整備、右側の変更後のところ見ていただきたいのですけれども、新たに廃棄物処理施設ごみ処理施設を追加し、事業内容としては平成19年に供用を開始した北しりべし広域クリーンセンターごみ焼却施設及びリサイクル処理施設について長期稼働による設備の老朽化の進行、機器の耐用年数を考慮すると更新、整備が必要な機械が多くなることから、今後の長期的な安定稼働に向けて、令和5年度から令和8年度までの4年間をかけ大規模な施設整備工事として基幹的設備改良工事を実施することを追加しております。

なお、今回の過疎計画変更に当たっては、1ページ目に戻りますが、11月9日付で北海道知事へ協議を行い、12月15日に協議を了しておりますことを申し上げ、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第68号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第68号 赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第19 議案第69号ないし日程第22 議案第72号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第19、議案第69号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

この際、日程第19、議案第69号から日程第22、議案第72号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第69号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算(第10号)、日程第20、議案第70号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第21、議案第71号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)及び日程第22、議案第72号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま上程いただきました議案4件について説明をさせていただきます。

まずは、一般会計補正予算書になります。1ページ目をお開きください。議案第69号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算(第10号)。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,604万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,053万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

それでは、次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に1,890万9,000円を追加し、3億5,604万3,000円に、1項の国庫負担金で81万1,000円の追加、2項国庫補助金で1,865万3,000円の追加、3項委託金で55万5,000円の減額でございます。

15款道支出金、既定額から930万4,000円を減じ、8,691万8,000円に、1項の道負担金で30万5,000円の追加です。2項道補助金で960万9,000円の減額です。

18款繰入金、既定額から3,215万円を減額し、1億1,525万8,000円に、2項の基金繰入金の減額です。

20款諸収入、既定額に10万円を追加し、7,761万円に、3項受託事業収入で9,000円の減額、4項雑入で10万9,000円の追加でございます。

21款村債、既定額に640万円を追加し、2億9,691万円に、1項の村債の追加でございます。

歳入合計、既定額から1,604万5,000円を減じ、29億4,053万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出です。1款議会費、既定額から15万9,000円を減じ、4,821万5,000円に、1項の議会費の減額です。

2款総務費、既定額に2,116万7,000円を追加し、7億9,898万4,000円に、1項の総務管理費で1,815万7,000円の増、3項の戸籍住民基本台帳費で303万6,000円の増、5項の統計調査費で2万6,000円の減額でございます。

3款民生費、既定額から186万円を減額し、3億6,253万3,000円に、1項の社会福祉費で413万8,000円の減額、2項児童福祉費で227万8,000円の追加でございます。

4款衛生費、既定額から1,212万円を減じ、3億5,248万9,000円に、1項の保健衛生費の減額です。

5款農林水産業費、既定額から959万2,000円を減じ、1億7,301万9,000円に、1項の農業費で958万4,000円の減額、2項林業費で8,000円の減額です。

6款商工費、既定額に463万7,000円を追加し、1億9,658万1,000円に、1項の商工費の増でございます。

7款土木費、既定額から2,061万2,000円を減じ、3億6,035万2,000円に、1項の土木管理費で58万1,000円の追加、2項道路橋梁費で2,019万7,000円の減額、次ページに入ります。3項河川費で99万円の減額、4項都市計画費で120万円の減額、5項住宅費で119万4,000円の増でございます。

8款消防費、既定額に109万7,000円を追加し、1億6,598万2,000円に、1項の消防費の追加でございます。

9款教育費、既定額に89万4,000円を追加し、2億2,114万4,000円に、1項の教育総務費で48万1,000円の追加、3項中学校費で31万1,000円の追加、4項社会教育費で3万5,000円の追加、5項保健体育費で6万7,000円の追加でございます。

10款災害復旧費につきましては、補正増減がございません。後ほどご説明しますけれども、財源の内訳の変更でございます。

11款公債費、既定額に41万7,000円を追加し、2億4,337万9,000円に、1項の公債費の増でございます。

12款予備費、既定額に8万6,000円を追加し、95万1,000円に、1項予備費の追加でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額から1,604万5,000円を減じ、29億4,053万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、第2表の地方債補正でございます。変更のあった部分のみご説明をさせていただきますので、補正後の金額でご説明をさせていただきます。まずは、上段、過疎対策事業債、富田線道路改良費につきましては補正後60万を増額して530万円に、北丸山線道路改良工事につきましては1,810万円を減額して480万円に、橋梁長寿命化事業につきましては140万円を減額し、1,330万円に、下段に行きまして山村活性化支援センター指定管理業務につきましては皆増の250万円、過疎対策事業債合計で補正後は1,640万円を減じ、2

億1,590万円にしようとするものでございます。

続いて、下段の緊急自然災害防止対策事業債についてでございます。これについても変更があった部分のみご説明をさせていただきます。まず、上段、池田川護岸復旧工事につきましては100万円減の1,490万円、村道落合線道路災害復旧工事につきましては皆増で1,040万円、滝の川護岸災害復旧工事につきましても皆増で400万円、村道東二番線排水流末災害復旧工事につきましても皆増で130万円、合計で1,470万円増の3,060万円でございます。

次ページに入ります。続きまして、緊急浚渫推進事業債につきましてもでございます。これについても補正後の額で説明とさせていただきます。板小屋川河川整備工事につきましては30万減で100万円、下池田川河川整備工事につきましては10万円減で90万円、後志川河川整備工事につきましては30万円増で230万円、都川河川整備工事につきましては10万円増で160万円、曲川河川整備工事では20万円増で100万円、富田川河川整備工事につきましても皆増で170万円、合計で190万円増の850万円でございます。

次に、公共施設等適正管理推進事業債についてでございます。これについては皆増という形になっております。役場庁舎電気暖房用変圧器取替事業につきましては260万円の増、保養センター屋上防水改修事業につきましては120万円の増、中学校地下タンクレベルメーター取替事業については40万円の増、計につきましても420万円皆増でございます。

下段に入ります。脱炭素化推進事業債につきましても皆増になってございます。保養センター駐車場外灯LED化事業につきましては30万円の増、体育館駐車場外灯LED化事業については170万円の増、合計で皆増の200万円でございます。

起債合計640万円増で2億9,691万円でございます。新規に補正した分と増減した部分含めまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前のおりになっておりますので、ご了解をいただければというふうに思います。今回の補正の主な歳入については、起債への財源振替、歳出補正の増減につきましては物価高騰対応重点支援事業費の新規計上による増額、水道下水道特別会計繰出金の減額、新規就農者育成総合対策事業補助金の減額、北丸山線道路改良工事に係る費用の減額などが主な増減理由となっております。

詳細については、副村長以下でご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書に入ります。1ページ目をお開きください。議案第70号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,648万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

次ページに入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額に24万1,000円を追加し、1,873万6,000円に、1項の他会計繰入金の増でございます。

歳入合計、既定額に24万1,000円を追加し、4,648万1,000円にしようとするものでございます。

次ページ、歳出でございます。1款総務費、既定額に24万1,000円を追加し、4,340万8,000円に、1項の総務管理費で24万1,000円の増でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に24万1,000円を追加し、4,648万1,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算書に入ります。議案第71号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,590万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

次ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額から696万6,000円を減じて5,448万1,000円に、1項の一般会計繰入金の減額です。

4款諸収入、既定額に336万2,000円を追加し、2,658万4,000円に、1項の雑入の増でございます。

5款村債、既定額に520万円を追加して520万円でございます。

歳入合計、既定額に159万6,000円を追加し、1億1,590万4,000円にしようとするものでございます。

次ページに行きます。歳出、1款総務費、既定額から21万2,000円を減じ、1,177万4,000円に、1項の総務管理費の減額です。

2款営繕費、既定額に162万6,000円を追加し、8,928万6,000円に、1項営繕費の増額です。

3款公債費、既定額に18万2,000円を追加し、1,474万4,000円に、1項公債費の追加でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に159万6,000円を追加し、1億1,590万4,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。第2表、地方債補正、地方債補正につきましては、全て補正後に

新たに計上するものでございます。上段から過疎対策事業債、赤井川地区簡易水道町内東線配水管新設工事につきましては、限度額につきましては100万円、簡易水道事業債、赤井川地区簡易水道町内東線配水管新設工事につきましても100万円、簡易水道公営企業会計適用債、赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務につきましては320万円の計上、補正後補正額合計で520万円の計上でございます。起債の方法については、証書借入れまたは証券発行、利率については年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。以下についても同様でございます。

詳細については担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

最後になります。下水道事業特別会計補正予算書に入ります。議案第72号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第3号）。

令和5年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,720万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月14日提出、赤井川村長。

では、1ページおめくりください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額から865万6,000円を減じ、5,527万6,000円にしようとするものでございます。1項の一般会計繰入金の減額でございます。

6款諸収入、既定額に89万3,000円を追加し、89万4,000円に、1項雑入の増額です。

7款村債、既定額に930万円を追加し、2,860万円に、1項村債の増額です。

歳入合計、既定額に153万7,000円を追加し、1億1,720万2,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額から22万8,000円を減じ、917万9,000円に、1項の総務管理費の減額です。

2款営繕費、既定額に164万5,000円を追加し、8,672万1,000円に、1項の営繕費の増額です。

3款公債費、既定額に12万円を追加し、2,120万2,000円に、1項の公債費の増額です。

歳出合計、既定額に153万7,000円を追加し、1億1,720万2,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。第2表、地方債補正でございます。これにつきましても補正後の

金額でご説明をします。下水道事業債につきまして、公共下水道町内東線管渠新設工事につきましては皆増で720万円の計上です。合計で720万円増額の2,650万円になります。

下水道事業公営企業会計適用債につきましては、赤井川村公共下水道事業地方公営企業適用業務委託料につきましては、これについても皆増で210万円、合計で930万円を増額して2,860万円にしようとするものでございます。新規の部分も含めて起債の方法、利率、償還の方法については従前どおりとなっておりますので、詳細については担当課長より説明をさせます。

以上、4件について説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和5年度一般会計補正予算（第10号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の9ページ目をお開き願いたいと思います。2、歳入、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に81万1,000円を追加し、4,454万1,000円に、内訳は、これは1節児童手当国庫負担金及び3節児童福祉施設費国庫負担金の増額で、広域入所対象者の増によるものでございます。

同じく9ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に1,717万9,000円を追加し、2億2,678万8,000円に、内訳は1節の社会保障・税番号制度システム整備補助金の増額で、これはマイナンバーカードの仮名及びローマ字に対応するためのシステム改修を行う費用でございます。詳細は、後ほど歳出のほうで住民課長のほうから説明を申し上げます。

また、7目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の新規計上、こちらにつきましては国が低所得者支援として1人7万円を支給するものでございます。

同じく9ページ中段、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額から44万9,000円を減じ、888万3,000円に、内訳は1節社会福祉費国庫補助金の減額でございます。地域生活支援事業国庫補助金の額の確定による減額と、障害者総合支援事業費補助金の新規計上で、これはシステム改修に伴う増でございます。

同じく9ページ下段、14款2項3目衛生費国庫補助金、既定額に2万6,000円を追加し、89万9,000円に、内訳は母子保健衛生費国庫補助金の増額で産後ケア事業委託料の増額に伴う増額でございます。

続いて、10ページに移ります。14款2項4目土木費国庫補助金、既定額に189万7,000円を追加し、7,423万2,000円に、内訳は富田線道路改良事業交付金の減額、橋梁長寿命化事業交付金及び北丸山線道路改良事業交付金の増額で、それぞれ額の確定による増減でござ

います。

同じく14ページ中段、14款3項委託金、1目総務費委託金、既定額から55万5,000円を減じ、46万8,000円に、内訳は国民年金基礎年金等事務費交付金の減額で額の確定によるもの
でございます。

続いて、11ページに移ります。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額に30万5,000円を追加し、2,696万6,000円に、内訳は1節の児童手当道負担金と4節の子どものための教育・保育給付費道負担金の増額で、ともに額の確定による増額
でございます。

同じく11ページ中段、15款2項道補助金、2目民生費道補助金、既定額から29万3,000円を減じ、200万1,000円に、内訳は1節地域生活支援事業道補助金の減額で額の確定による減額
でございます。

同じく11ページ下段、15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額から931万6,000円を減じ、4,149万9,000円に、内訳は1節農業費道補助金の減額で、各種補助金の額の確定による増減
でございます。減額の大きい新規就農者育成総合対策事業補助金につきましては、歳出で担当課長より説明を申し上げます。

続いて、12ページに移ります。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から1,670万円を減じ、7,550万円にしようとするものでございます。内訳は、歳出の減額により歳入不足の財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる減額
でございます。

同じく12ページ中段、18款2項5目新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金、既定額に45万円を追加し、75万8,000円に、内訳は新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を原資として、令和3年度から今年度まで3年間実施した利子補給事業の実績額が確定し、最終的に基金に残額が生じたことから、国庫に返還するため一般会計に繰り入れる
ものでございます。

同じく12ページ中段、18款2項7目公共施設整備基金繰入金、既定額から1,590万円を減じ、ゼロ円に、内訳は財政調整基金繰入金同様、歳出の減額により財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる皆減
でございます。

続いて、13ページに移ります。20款諸収入、3項受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、既定額から9,000円を減じ、9万5,000円に、内訳は農業者年金業務受託料の額の確定による減額
でございます。

同じく13ページ中段、20款4項雑入、5目雑入、既定額に10万9,000円を追加し、2,998万7,000円に、内訳はふるさとの森づくり事業交付金が事業対象となったことによる新規計上と後志教育研修センター組合負担金の精算還付金の新規計上
でございます。

続いて、14ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から1,640万円を減じ、2億1,590万円に、内訳は各種工事費の確定による増減と山村活性化支援センター指定管理業務が事業対象見込みとなることによる新規計上
でございます。

同じく14ページ中段、21款1項3目緊急自然災害防止対策事業債、既定額に1,470万円を追加し、3,060万円に、内訳は各種災害復旧工事に係る費用の財源として見込まれることにより新規計上するもの及び額の確定による減額でございます。

同じく14ページ中段、21款1項4目緊急浚渫推進事業債、既定額に190万円を追加し、850万円に、内訳は各種河川整備工事の事業費の確定に伴う増減と富田川河川整備工事の財源として見込まれることにより新規計上するものでございます。

同じく14ページ中段、21款1項7目公共施設等適正管理推進事業債、新規に420万円を計上、内訳は役場庁舎電気暖房用変圧器取替え事業、それから保養センター屋上防水改修事業、中学校地下タンクレベルメーター取替え事業の財源として見込まれることにより新規計上するものでございます。

同じく14ページ下段、21款1項8目脱炭素化推進事業債、新規に200万円を計上、内訳は保養センター及び体育館駐車場外灯LED化事業の財源として見込まれることにより新規計上するものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課歳出予算についてご説明をさせていただきます。

15ページ目をお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額から15万9,000円を減額し、4,821万5,000円にしようとするもので、主な補正内容は人事院勧告に伴う事務局職員の給与及び議員期末手当の増額と議員共済会負担金の減額によるものです。

次のページへ進みます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に199万4,000円を追加し、4億715万円にしようとするもので、本年度人事院勧告に伴う職員人件費の増額を行うものです。

続きまして、2目文書広報費、既定額に24万7,000円を追加し、698万7,000円にしようとするもので、新たに広報作成作業費を計上するものです。

続きまして、17ページになります。8目企画費、既定額に3万5,000円を追加し、2億2,327万2,000円にしようとするもので、使用料及び賃借料の増加を行うものです。

続きまして、9目庁舎管理費、先ほどの歳入説明にありましたように役場庁舎電気暖房用変圧器取替え事業の特定財源として公共施設等適正管理推進事業債を活用するため、財源更正の内訳を変更するものです。

続きまして、10目集会施設管理費、既定額に69万円を追加し、1,112万5,000円にしようとするもので、山村活性化支援センターの改修に併せ1階調理室の電気コンセント増設に14万円、設備更新が必要となりました2階の男子トイレのフラッシュバルブ取替えに55万円の修繕費、計69万円を計上しようとするものです。

続きまして、36ページに進みます。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に109万7,000円を追加し、1億6,000万円にしようとするもので、本年度人事院勧告に伴う人件費を増加するものです。

次に、40ページをお開きください。11款公債費、1項公債費、1目元金、既定額に57万9,000円を追加し、2億3,669万円に、2目利子については16万2,000円を減額し、668万9,000円にしようとするもので、これら元金、利子については平成24年借入れの臨時財政対策債の利率の見直し及び令和4年度起債借入れに係る利率の確定に伴い補正を行うものです。

続きまして、41ページをお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に8万6,000円を追加し、95万1,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、42ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課歳出予算についてご説明させていただきます。

16ページ目をお開きください。下段になります。2款総務費、1項総務管理費、6目諸費、既定額に99万8,000円を追加し、149万8,000円にしようとするものです。計上の理由といたしましては、過年度過誤納付金の還付が見込まれるため、増額しようとするものです。

17ページ目をお開きください。中段になります。2款1項13目物価高騰対応重点支援事業債1,419万3,000円を新規計上しようとするものです。計上の理由といたしましては、本村に居住する非課税世帯に対し、電気、ガス、食料品等の物価価格高騰に伴う影響に対する経済的支援を目的としており、事業内容は令和5年度の世帯全員の住民税が非課税の世帯に7万円を給付し、対象世帯を196世帯と見込んでおります。支給日は、リストを作成した後、1月下旬を予定しております。内訳は、10節需用費で11万3,000円をトナー代及び用紙代として新規計上するものです。11節役務費で36万円を、郵便料及び所得情報処理手数料として新規計上するものです。18節負担金補助及び交付金で給付金を1,372万円を新規計上するものです。

同じく17ページ下段になります。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に303万6,000円を追加し、2,858万5,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料のうち298万7,000円を社会保障・税番号制度システム整備事業委託料で、計上の理由といたしましては、今後住民基本台帳システムと戸籍システムが連動するための事前改修であり、ローマ字の名をマイナンバーカードに記載するなどの改修となっております。同じく委託料のうち2万2,000円は、統合端末延長保守の延長に伴う経費となります。同じく委託料のうち2万7,000円は、旅券交付申請の増加に伴う委託料の増額となります。

18ページ中段に移ります。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額から2万6,000円を減額し、20万3,000円にしようとするものです。内訳は、今年度実施した住宅・土地統計調査の完了に伴い、職員手当等の減額、報酬の皆減となっております。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただきご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

19ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から9万8,000円を減額し、1億3,297万7,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告による人件費を補正するもののほか、12節委託料で障害福祉サービス報酬改定に関わるシステム改修業務委託料27万5,000円を新規計上、19節扶助費で障害者移動支援事業給付費の実績及び見込みにより117万2,000円の減、27節繰入金で国民健康保険特別会計の一般会計繰入金補正に伴い24万1,000円増となるものです。

20ページをお開きください。3款1項2目老人福祉費、既定額から83万1,000円を減額し、1,525万6,000円にしようとするものです。内訳は、7節報償費で敬老会演芸謝礼金及び表彰用記念品代3万2,000円の執行による減、11節役務費で緊急通報システム電話架設料5万5,000円の設置見込みにより増、13節使用料及び賃借料で悠楽学園大学旅行のバス借り上げ料27万4,000円を執行による減、19節扶助費で敬老年金の支給実績により58万円を減額するものです。

3款1項3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、既定額に25万3,000円を追加し、194万円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で重度心身障害者医療費審査支払手数料の1万円の増、19節扶助費で重度心身障害者医療費24万3,000円の増、ともに受診件数の実績及び見込みにより増額するものです。

3款1項4目社会福祉施設費、既定額から9万3,000円を減額し、611万6,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費及び11節役務費で寿住宅の解体を全て終えたことに伴い、修繕費並びに施設管理作業費を皆減するものでございます。

3款1項5目後期高齢者医療費、既定額から486万円を減額し、1,852万1,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金において前年度負担金精算額の調整により486万円を減額するものです。

3款1項6目介護保険事業費、既定額に149万1,000円を追加し、7,067万1,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料でデイサービスセンター指定管理料を原油価格高騰により建物ボイラー燃料費及び送迎車のガソリン代分を増額するものです。

3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に23万7,000円を追加し、3,030万7,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告による人件費を増額するものです。

3款2項2目乳幼児医療費、既定額に61万9,000円を追加し、347万円にしようとするも

のです。内訳は、11節役務費で乳幼児医療費、審査支払い手数料1万4,000円の増、19節扶助費で乳幼児医療費60万5,000円の増、ともに受診件数の実績及び見込みによる増額するものでございます。

22ページをお開きください。3款2項3目保育所運営費、既定額に107万2,000円を追加し、2,240万5,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で広域入所委託料の入所者増により392万2,000円の増、19節扶助費で施設型給付費の入居者減により285万円を減額するものです。

3款2項4目児童措置費、既定額に35万円を追加し、1,178万円にしようとするものです。内訳は、19節扶助費で児童手当の実績及び見込みにより35万円を増額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に157万8,000円を追加し、3,428万9,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で人事院勧告により増額するもののほか、12節委託料で産後ケア事業委託料を実績及び見込みにより5万2,000円増、18節負担金補助及び交付金で小樽後志2次救急医療運営事業後志村町村負担金1万7,000円増、余市協会病院救急医療に関わる財政支援を今年度も実施することが北後志地域保健医療対策協議会で決定したことから、救急医療体制維持補助金94万1,000円を新規計上、北後志地域保健医療対策協議会負担金については、コロナ禍により事業の実施ができずに協議会の繰越金が十分であるため、本年度の負担金を皆減するものです。22節償還金利子及び割引料で母子保健衛生費補助金及び未熟児養育医療費等負担金の額の確定により返還金5万円を新規計上するものです。

24ページをお開きください。4款1項2目予防費、既定額に83万6,000円を追加し、1,904万9,000円にしようとするものです。内訳は、22節償還金利子及び割引料で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保国庫補助金及びワクチン接種対策費国庫負担金の額の確定により返還金を新規計上するものです。

4款1項3目環境衛生費、既定額から1,543万5,000円を減額し、2億5,864万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で公用車燃料費の実績見込みにより2万8,000円を増、産業廃棄物処理業務に関わる消耗品費及び印刷製本費15万9,000円を増、27節繰出金で1,562万2,000円の減、これは簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の一般会計繰入金予算額の減に伴うものです。

4款1項4目診療所費、既定額に8万2,000円を追加し、2,970万9,000円にしようとするものです。内訳は、8節普通旅費で2万9,000円の増、10節需用費で消耗品費4万8,000円増、12節委託料でオンライン資格確認システム運用保守業務委託料につきまして、システム導入について一月早く導入することができたことにより2,000円の増、13節使用料及び賃借料で有料道路通行料及び駐車場使用料の見込みにより3,000円を新規計上するものです。

4款1項5目健康支援センター費、既定額に81万9,000円を追加し、1,079万9,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で水道、下水道使用料及び電気料の実績と見込みにより23万円の増、非常用発電機冷却水漏れ修理費、また玄関先のロードヒーティング

系統の熱交換パネルの不凍液漏れの修理代としまして55万6,000円の増、12節委託料で廃棄物処理委託料のごみ処理費の実績と見込みにより3万3,000円を増額するものでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

26ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額に4万7,000円を追加して502万円にしようとするものです。補正内容は13節使用料及び賃借料で、車借り上げ料及び有料道路通行料の増額をしようとするものでございます。

中段になります。2目農業総務費、既定額に69万8,000円を追加して4,760万7,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして2節給料、3節職員手当、4節共済費を本年度の人事院勧告により合計69万8,000円を増額しようとするものでございます。

同じく26ページ下段に参ります。3目農業振興費、既定額から1,087万5,000円を減額して3,418万1,000円にしようとするものです。補正内容は、細目4、農業次世代人材投資事業費で国の新規就農者育成補助金で経営発展事業と言いまして、営農設備等の投資に關しまして融資を受ける場合、融資額の4分の3を助成するという事業がありますが、この取下げなど3件によりまして18節負担金補助及び交付金におきまして、総額1,087万5,000円を減額しようとするものでございます。なお、この事業につきましては全額国費、道費での対応となっております。

27ページに参ります。5目農地費、既定額に2万5,000円を追加して2,771万8,000円にしようとするものです。補正内容は、細目3、小規模土地改良事業費におきまして10節の需用費の消耗品、13節使用料及び賃借料の有料道路通行料でそれぞれ増額しようとするものでございます。

同じく27ページ中段です。9目水利施設管理費、既定額に52万1,000円を追加して2,445万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、落合ダム管理に係ります10節需用費の光熱水費で、年度末までの執行額を見越し100万円の追加、これは道補助金の枠の確保に伴う増額となります。そして、12節委託料につきまして、ダム施設管理に係る各種委託業務の執行残48万7,000円を減額しようとするものでございます。

続いて、28ページになります。2項林業費、1目林業総務費、既定額から8,000円を減額して1,906万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、8節旅費で1万5,000円の増額、13節使用料及び賃借料で有害鳥獣駆除に従事しています地域おこし協力隊員活動用の出勤経費の整理で2万3,000円を減額しようとするものでございます。

続いて、29ページです。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に99万6,000

円を追加して2,745万円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきましては、人事院勧告に伴いまして職員人件費、2節給料から4節共済費までを増額、また細目2の商工労働費での主な補正内容は18節負担金補助及び交付金では村内産品を活用した取組を支援する特産品開発支援事業補助金で40万円の追加計上、そして令和3年度に国から交付されました新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を原資として、令和3年度から今年度まで3年間の取組として実施しております新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金、これは日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を利子補給の対象といたしまして、本年度が最終年であります、2万5,000円の減額、さらに3年間利子補給事業を実施するため、令和3年度に新しく基金を創設しまして、当初138万円を積立ていたしまして3年間運用してございましたけれども、最終的に3年間の助成実績が90万6,000円の見込みでありまして、基金残額、基金の見込み残額約47万5,000円は一旦一般会計歳入に繰入れの上、国庫に返還する手続といたしまして22節償還金利子及び割引料で47万5,000円を新規計上しようとするものでございます。

続いて、30ページになります。2目観光費、既定額に70万3,000円を追加して4,607万4,000円にしようとするものでございます。主な補正内容は、細目2の道の駅あかいがわ施設管理費で燃料費高騰に伴う公共施設の燃料費、電気代等の負担増額相当分を指定管理料として12節委託料で70万9,000円を増額計上しようとするものでございます。これは今年度の特別交付税措置に対応するため、現段階から計上しようとするものでございまして、最終的には3月の実績をもって指定管理料を変更する予定でございます。

30ページ中段になります。3目小公園管理費、既定額から110万7,000円を減額して4,234万円にしようとするものです。主な補正内容は、公園維持管理に係る経費につきまして12節委託料、17節備品購入費につきまして執行実績により減額整理しようとするものでございます。

最後になります。4目保養センター費、既定額に404万5,000円を追加して8,071万7,000円にしようとするものです。主な補正内容は、施設修繕費として10節需用費で105万1,000円を計上しております。これは、今年度の温泉施設の設備改修に併せまして必要に応じた修繕を行いたく増額計上しようとするものでございます。また、道の駅と同様に指定管理料で燃料費高騰に伴います公共施設の燃料費、電気代の負担増額相当分として211万8,000円、それと温泉改修工事に伴って1月から2月にかけて最大半月程度の休館を余儀なくされることから、休業補償といたしまして106万3,000円、合わせまして12節委託料で指定管理料318万1,000円を増額計上しようとするものでございます。

以上で農業委員会、産業課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 建設課所管一般会計歳出補正予算について説明させていただきます。

32、33ページを御覧ください。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額に58万1,000円を加え、584万6,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費3万1,000円の増額、17節備品購入費55万円の増額、これにつきましては公用車購入に伴う保険料の増額及び車両購入費の新規計上でございます。

次に、7款2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、既定額から1,512万7,000円を減じ、4,199万円にしようとするものです。内訳は、2節給料12万5,000円の増額、3節職員手当等11万2,000円の増額、4節共済費1万6,000円の増額、これらにつきましては人事院勧告による増額でございます。12節委託料900万円の減額、これにつきましては北丸山線道路改良工事設計業務委託料の執行残による減額でございます。14節工事請負費638万円の減額、これにつきましては富田線道路改良工事、北丸山線道路改良工事の執行残による減額でございます。

次に、7款2項3目橋梁維持費、既定額から507万円を減じ、3,445万7,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料220万円の減額、これにつきましては橋梁補修設計業務委託料の執行残による減額でございます。14節工事請負費287万円の減額、これにつきましては橋梁補修工事の執行残による減額でございます。

次に、7款3項河川費、1目河川総務費、既定額から99万円を減じ、2,554万2,000円にしようとするものです。内訳は、14節工事請負費99万円の減額、これにつきましては河川整備工事の執行残による減額でございます。

次に、7款4項都市計画費、1目景観形成推進費、既定額から120万円を減じ、280万4,000円にしようとするものです。34、35ページを御覧ください。内訳は、7節報償費9万8,000円の新規計上でございます。これにつきましては、景観計画策定委員会委員謝金の新規計上でございます。12節委託料129万8,000円の減額、これにつきましては景観計画策定業務委託料の執行残による減額でございます。

次に、7款5項住宅費、1目住宅管理費、既定額に119万4,000円を加え、1億1,500万8,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料4万6,000円の増額、3節職員手当等9万7,000円の増額、4節共済費15万7,000円の増額、これらにつきましては人事院勧告による増額でございます。12節委託料120万2,000円の増額、これにつきましては公営住宅管理システム更新業務委託料の新規計上と設計業務委託料の執行残による減額でございます。14節工事請負費30万8,000円の減額、これにつきましては村営住宅整備工事費の減額と村有住宅整備工事費の執行残による減額でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

37ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額に48

万1,000円を追加し、6,556万1,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で給料、職員手当等、共済費が人事院勧告により増額となるもののほか、13節使用料及び賃借料で新たに学校の図書管理システムを導入するに当たり、使用料を計上しようとするものです。こちらのシステムは、スマホやタブレットのカメラを使って本のコードを読み取り新しい図書の追加登録や図書の貸出し、返却手続の管理が可能となるもので、各校にタブレットが配置されている赤井川では、このツールの導入により蔵書管理、貸出管理の利便性が向上すると考えております。なお、本ツールの導入に当たっては、地域活性化起業人制度によって派遣されていた松本氏の調査、提案により実現したものであります。

次に、同ページ下段、9款3項中学校費、1目学校管理費、予算額に変更はありませんが、歳入に既に完了している中学校地下タンクレベルメーター取替え事業について、公共施設等適正管理推進事業債の活用に伴い財源内訳が変更となるものです。

続いて、同ページ最下段から次ページにかけまして、9款3項2目教育振興費、既定額に31万1,000円を追加し、2,197万8,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で冬季の中体連全道、全国大会参加のための補助金について必要と見込まれる額を計上しようとするものです。また、21節補償補填及び賠償金では、今年度の修学旅行参加を予定していた生徒1名が当日急遽欠席となりまして、同行を予定しておりました教諭1名も参加中止となりましたが、先に支払い済みである旅行代金返還金及び道教職員の旅費規定により支給される額を合計しても一部支払い済みの金額が戻らない状態となっております。本件につきましては教諭に瑕疵はなく、返金の対象とならない金額については村で補填すべきと判断し、3,152円分の予算を計上しようとするものです。

次に、38ページ中段、9款4項社会教育費、2目社会教育施設費、既定額に3万5,000円を追加し、890万1,000円にしようとするものです。内訳は、17節備品購入費で新型コロナウイルス感染症の影響によって活動を自粛していましたカラオケ団体のほうから活動を再開したい旨の要望がありましたが、センターに設置されているカラオケ用の機器のサービスが今年3月に終了していることから、代替機を購入し、整備したく必要額を予算計上しようとするものです。

最後に、同ページ下段を御覧ください。9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に6万7,000円を追加し、2,158万4,000円にしようとするものです。内訳は、体育館費の10節需用費で、消防設備点検で取替え修繕が必要となる部署の報告がありましたので、修繕に必要な額を増額しようとするものです。また、歳入で、こちらも既に完了しています体育館駐車場外灯LED化事業につきまして、脱炭素化推進事業債の活用に伴い財源内訳が変更となったものでございます。

以上で教育委員会所管の一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から国民健康保険特別会計補正予算（第2

号) についてご説明いたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に24万1,000円を追加し、1,873万5,000円にしようとするものです。内訳は、その他一般会計繰入金の歳出予算増額補正に伴い24万1,000円を増額しようとするものです。

次に、7ページになります。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に24万1,000円を追加し、535万9,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費を人事院勧告により増額するものでございます。

8ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(岩井英明君) 釣賀建設課長。

○建設課長(釣賀謙一君) 赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書(第3号)について説明させていただきます。

7ページを御覧ください。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から696万6,000円を減じて5,448万1,000円にしようとするものです。内訳は、1節一般会計繰入金の減額でございます。

8ページを御覧ください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に336万2,000円を加えて2,658万4,000円にしようとするものです。内訳は、1節雑入の増額でございます。これにつきましては、令和4年度消費税還付金の増額でございます。

9ページを御覧ください。5款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、皆増により100万円にしようとするものです。内訳は、赤井川地区簡易水道町内東線配水管新設工事分の新規計上でございます。

次に、5款1項2目簡易水道事業債、皆増により100万円にしようとするものです。内訳は、赤井川地区簡易水道町内東線配水管新設工事分の新規計上でございます。

次に、5款1項3目簡易水道公営企業会計適用債、皆増により320万円にしようとするものでございます。内訳は、赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務分の新規計上でございます。

10ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から21万2,000円を減じて1,177万4,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料10万7,000円の増額、3節職員手当等6万1,000円の増額、4節共済費8万円の減額、これらにつきましては人事院勧告による増減額でございます。26節公課費30万円の減額、これにつきましては令和4年度消費税還付による皆減でございます。

11ページをお開きください。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に162万6,000円を加えて8,928万6,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費162万6,000円の増額、これにつきましては修繕費の増額でございます。

12ページを御覧ください。3款公債費、1項公債費、2目利子、既定額に18万2,000円を加えて161万円にしようとするものです。内訳は、22節償還金利子及び割引料18万2,000円の増額でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第3号）の説明を終了いたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第3号）について説明させていただきます。7ページを御覧ください。2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から865万6,000円を減じて5,527万6,000円にしようとするものです。内訳は、1節一般会計繰入金の減額でございます。

8ページを御覧ください。6款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に89万3,000円を加えて89万4,000円にしようとするものです。内訳は、1節雑入の増額でございます。これにつきましては、令和4年度消費税還付金の増額でございます。

9ページを御覧ください。7款村債、1項村債、1目下水道事業債、既定額に720万円を加えて2,650万円にしようとするものです。内訳は、公共下水道町内東線管渠新設工事の新規計上による増額でございます。

次に、7款1項2目下水道公営企業会計適用債、皆増により210万円にしようとするものです。内訳は、赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託料分の新規計上でございます。

10ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から22万8,000円を減じて917万9,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料1万2,000円の増額、3節職員手当等4万9,000円の増額、4節共済費1万1,000円の増額、これらにつきましては人事院勧告による増額でございます。26節公課費30万円の減額、これにつきましては令和4年度消費税還付による皆減でございます。

11ページを御覧ください。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に164万5,000円を加えて8,672万1,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費164万5,000円の増額、これにつきましては光熱水費、修繕費の増額でございます。

12ページを御覧ください。3款公債費、1項公債費、2目利子、既定額に12万円を加えて250万円にしようとするものです。内訳は、22節償還金利子及び割引料12万円の増額でございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第3号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第72号までにつきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第72号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第23 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第23、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○2番（連 茂君） それでは、今回は大きく分けると3点の質問があります。質問させていただきます。

まず、一番最初にまるっとカルデラ農村フェスの感想ということで、3年ぶりに開催された赤井川村の産業まつり、目標を超える来場者数で見たい目も大盛況だったと感じています。まずは、村長の感想と来年以降のお祭りに期待する思いがあればお聞かせください。

村からの補助金に道からの補助金が変わり、600万の事業費でスタートすることになりました。道の補助は当初予定になかったもので、財政的にも内容的にもかなり負担軽減があったものと想像します。実行委員会から報告は受けていると思いますので、事業費の内訳と来年以降の事業費に対する計画について現在考えられているものがあればお伝えください。

おおむねお客さんは満足されたと聞いていますが、問題点として駐車場の確保が挙げられます。対応も検討すべきだと思いますが、村としてはどう捉えているのでしょうか。1,000発の打ち上げ花火、夕方から来場者も増え、過去にはなかったイベントとなりました。本年度は花火に対する村民の寄附が行政判断で取りやめることになりましたが、来年以降どのように取り扱うべきかお考えがあればお聞かせください。

実行委員会に何度か参加させていただき、組織としてはDMOが先導し、商工会、観光協会がうまく連携していた印象があります。財政健全化アクションプランでは、DMOと観光協会の統合も視野に入れているということですが、今後お祭りの実行委員会としての

運営はどのような体制で行われるか、お考えがあればお伝えください。

2番目の質問です。農業政策について、これは6月の一般質問に引き続き補足のような質問になります。3点用意させていただきました。まずは、時代に合った補助政策が必要ではないかという僕の質問に対し、村長は来年度に向けて具体化できるように準備を進めているという回答がありました。アクションプランでも令和5年度からは支援の実施期間になっているはずです。次年度予算に具体策が提出されるのではないかと思います、どのようなものになりそうかお伝えください。

前回の質問でも具体的な支援策として、一番に労働力の確保を村長のほうで挙げられていました。直近労働力不足に加え、労賃の高騰は大規模経営を目指す農家にとっては最も頭が痛い課題だと考えられますが、労働力の確保について村の考える支援とはどのようなものでしょうか。労働力の確保につながる課題で教員住宅の有効利用があります。以前副村長から教員住宅のリフォームは段階的に行い、夏場の農家の働き手の確保につなげていきたいという旨のお考えをお聞きしましたが、来年以降どのような計画でいるかお伝えください。

3番目、赤井川村公式ホームページの問題点なのですが、当初から電子機器の持込みというのは駄目だというのは分かっているのですけれども、特別に議長のほうに許可をいただきましてタブレットを持ち込みました。実際に大きなプロジェクターで見てもらうというのが一番いい、もしくは皆さんが各自の携帯で確認してもらおうというのが最もいいと思うのですけれども、基本電子機器の持ち入れは禁止ということで、僕のほうだけでこれ見てもなかなか遠いと思いますので、資料、これの質問の紙って行っていますよね。一番最後にカラーの2ページ用意しましたので、そちらと併せて見ていただければと思います。

まず、一番最初にこのトップページの部分なのですが、トップページの中で赤井川村って書いた下に重要なお知らせというのがあります。重要なお知らせは何かって言ったらコロナの部分です。もうほかの市町村で、重要なお知らせとしてコロナを出していること自身もなかなか動きが悪いなという気がしますけれども、その防災情報一覧というところをタップすると、またこの重要なお知らせというのが出て、新型コロナウイルスに関する情報についてというところを今度タップすると、新型コロナウイルスに関する情報についてというページに行きます。その一番上のアドレスがばっと載っているの、これなのかなと思ってタップすると、なんと2014年1月14日、赤井川中学校の3年、福田光さん優勝というページに飛ぶのです。これはシステムというよりも根本的なホームページのミスというか、信号を送る順番、流れの中でのミスページなのです。それが赤井川村ホームページの一番最重要項目のところから出てくるのが、こういう事態であるということ、ここからこの文章に入っていくのですけれども、このような情報の間違いというのは何で起こるのだろうかというところは真剣に考えていただかなければと思います。それ以外にもいろんな情報の間違いというのがあります、トップページに置かれているカレンダーなのですが、ここ数か月のカレンダーは、今多分僕の通告書が行ったからかも分からな

いですがけれども、12月のカレンダーというのはびっちり、僕の通告書を出して次の日ぐら
いにもものが入ったのです。カルデラ温泉の定休日とか、フッ素とか、運動教室とか。これ
普通赤井川村のイベントとしてはいろいろある、広報なんか載っているようなやつだと
思うのですけれども、一月前のこのカレンダーになると、お渡しした絵の4番だったかな、
にあると思うのですが、カレンダーのほうはほとんど空欄です。農業委員会の総会とカル
デラ温泉の定休日のみが出ているという状態です。村の行事を紹介する目的のカレンダー
が夏の間、調べてみたら5月から全く載っていないのです。これは、原因は何なのでしょう
か。

さらに、ツイッターというのがトップページのずっと下のほうに行くことがあります。今ツ
witterって言わないのです。これも5月ぐらいから社名変更して、Xという名前に変わ
りました。ツイートという言葉も今ツイッターという会社がなくなったので、なくなって
いるのですけれども、赤井川村さんのツイッターというふうに出ているのです。これなん
かも通常であったら変えなければいけない作業だと思うのですが、一向に変える気配がな
い。多分このような指摘は、村長をはじめ役場管理職の皆様には耳の痛い指摘だと思うの
ですが、せっかく村の事業費をかけてホームページを作り直したのに取扱いは以前のまま、
もしくは取扱的には多分以前よりも何か下がっているような気が僕はするのですが、新し
いホームページができた際、更新に関してはかなり僕のほうでも委員会等で意見をさせ
ていただきました。そのときに村長のほうとしては、情報の鮮度を落とさないように職員全
員が協力してホームページの更新をしていくのだという答弁がありました。もちろん全員
で取り組む姿勢は必要ですが、ホームページを管理する担当者をちゃんと決めて徹底的な
管理運営が必要だと思いますが、現在置かれている状況や問題点があればお伝えください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

最初に、まるっとカルデラ農村フェスの私の感想と次年度以降に期待するところをお答
えします。感想としては、初回イベントとしては多くの方に楽しんでいただけ、村のPR
につながったと思っております。ただ、私としては稼げるイベントという目的を持って開
催してほしいと申し上げさせていただいていましたので、どの程度村内に経済効果があっ
たかについて実行委員会からの報告を待ちたいと思っております。また、期待することに
ついては、開催終了直後の実行委員会役員との懇談の中で運営に携わるスタッフについて
村民有志の積極的参加を促し、このイベントを手挙げ方式にした趣旨を広く浸透させても
らいたいと申し上げさせていただいておりますので、次年度以降の村民の運営や出店、原
材料供給も含め、多くの村民の積極的な関わりに期待したいというふうに考えております。

次に、今回の開催経費ですが、まるっとカルデラ農村フェス実行委員会からは、990万円
程度で実施したとのお話を受けていますが、事業費詳細は実行委員会であればお答えで
きませんので、実行委員会に参加している議員ご本人より実行委員会にご確認いただけれ

ばと思います。

また、来年度に向けた動きに関しては、現在実行委員会で検討しており、今年度に引き続き北海道や村の支援を受けて開催するよう計画していると聞いております。近日中に村への要望書を提出したいとの話を聞いておりますので、内容を確認させていただき、村でもできる範囲で支援してまいりたいと考えております。

駐車場の確保に関しては、実行委員会としても以前に開催したイベントを参考に駐車スペースを確保していました。しかし、時間帯によっては混雑と渋滞を招くこととなったことから、来年度以降の開催に向けて村としては実行委員会の意向も確認しながら、近隣村有地を活用してもらうなど必要な協力をする考えでおります。

また、盛況だった花火大会も含め、村産品、観光PR、交流人口の拡大など、今後の村の在り方や運営方法は実行委員会で大いに議論、検討されるべきと考えています。いずれにしても、村を代表するイベントとして認知され、定着できるよう期待し、村としてもできる範囲で応援してまいりたいと考えております。

次に、農業政策についてのご質問にお答えします。1点目の次年度予算に新たな振興施策が検討されていると思うが、どのようなものになるのかというご質問ですが、JAや関係組織との協議、また農業委員会とも意見交換を行い、課題等を整理、検討してまいりました。大きなところでは農業振興センター運営の在り方、生産活動の基盤となる土づくりに関しては協議も最終的段階になっております。このほか既存事業についても目的を終えたものや、見直し、縮小を予定する事業もあります。ただ、正式ではありませんので、詳細は差し控えさせていただきますが、前回の一般質問答弁のとおり農業者が必要とする支援を重点的に進めてまいりたいと考えます。ただ、拙速に次年度に新しい施策を実施するのではなく、関係機関、組織の理解を深め、同じ方向性と認識を持ち、しっかり議論を積み上げていく必要があると考えております。

2点目と3点目の労働力の確保と教員住宅の有効利用に関わる村の支援に対する質問ですが、今年村も関わり農業者を中心に国の制度を活用した雇用確保事業の検討を進めてきました。結果として事業導入には至りませんでした。一部農家で特定技能など外国人研修生を受け入れた取組もあり、受入れ期間中の居住場所として村有施設を利用した実績がありました。現在雇用労働を必要とする農業者の希望は、雇用期間における居住場所の確保だと認識しておりますので、既存村有施設の有効活用や、汎用的に利用できる民間施設の活用を含め、様々な可能性を検討しながら居住場所の確保につながる支援を行っていきたいと考えています。ただし、教員住宅の農業研修施設へのリフォームについては1棟2戸を整備したばかりなので、以前から申し上げているようにその稼働状況を確認しながら次を検討したいと考えております。

最後に、赤井川村公式ホームページの現状と問題点についてお答えいたします。赤井川村ホームページ運用は各課担当職員が情報入力を行っており、トップページにあるカレンダーについては総務課広報作成担当が情報入力をしております。ご指摘のように、現状更

新が滞っている事実があります。この点につきましては、総務課内において運用管理、確認が徹底されていなかったのが原因でありますので、私のほうから直接担当課長に適正に運用するよう指示したところであります。

次に、ホームページに組み込んでいる旧ツイッターの件ですが、社名変更によりXとして認知は広がっているものの、現時点においてツイッターという表現のほうがまだ認知度は高いと考えて変更しておりませんでした。担当課としては、ツイッターがXに変更され以前のように自動的に最新情報をアップされなくなりましたが、元の運用に戻る可能性もあると予想し、運用をそのままにしておりました。しかし、情報閲覧にはログインを求められるようになりましたので、今後はホームページ上の組み込みから外し、村公式アカウントとして旧ツイッター、Xを運用するのが適切であると判断しております。なお、後志管内には当村を含め現時点で4町村がホームページ上に旧ツイッターを組み込んでいますが、いずれの町村も同様の状況となっております。

また、ホームページを管理する部署は、総務課企画地域振興課係となっており、ホームページ管理以外にもご承知のとおり様々な業務を抱えていることから、各課にて担当する情報等のホームページの更新を行っております。つきましては、各課担当職員により引き続き情報の鮮度を落とさぬよう、協力して月平均2.7万アクセスを数える村ホームページの運用を行っていく考えをお伝えして、現在置かれている状況、問題点に対する回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問はありますか。

連茂君。

○2番（連 茂君） 3つあるのですけれども、最初の2つに関してはどちらかという再質問というよりも希望というか、考え方などをちょっとお伝えしたいと思います。

まず、カルデラまつりのやつで990万って書かれていますけれども、600万の、ざっくりとですけれども、村からの補助が300万、道からの補助が300万、それとあと残りは事業収益で990万という部分の結果が出た形だと思います。ただ、道の補助金に関しては来年以降というのは、見込めるかどうかというのはまだ決定ではないというふうに行行委員会の方では、僕の聞き取りではそういうふうな聞き取りです。どこの市町村も、どっちかという産業まつりって弱体化する傾向にあるというのが現状だと思います。それに対してあれほどの来場者を呼び込むことができたのは企画力というか、関係者の努力などがあって、ラジオだとか新聞媒体による広告なんかも含めて資金力の成果でもあると言えるのではないかなと思います。例えば来年度事業費が300万減ったときに継続的な活動、要するに今年のようなイベントができるかという部分で一抹の不安があるものですから、できれば例えば花火なんかは寄附を集めたりだとか、いろいろとそういうふうな部分で当然村の協力なんかもあって継続的な支援というのをお約束いただきたいなと思って今回お約束というか、期待する部分のお話をして、このまるっとカルデラ農村フェスに関しては質問は終了した

いと思います。

2点目の農業政策なのですが、これは僕も自分の畑仕事が終わってからかなり農業者と会いました。聞き取りというか、支援がなくなったらとか、支援が少なくなったらどうするとかという質問もいろいろ投げかけました。そうすると、かなり各農家の人は無理難題を言う人が多かったのですが、その中でもやっぱり一番多かったのは不公平感のない支援を期待するということでした。不公平感ってどこから生まれるかなって言ったら、前回蜂の例を言いましたけれども、この人は蜂使うけれども、俺は蜂全く使わないのだと言ったらその時点で不公平感って絶対生まれるわけです。そういう意味でいうと、補助政策もし新規で考えるのだったら実感力のある肥料の補助ではないかなと。特にクリーン農業というのを推進していくのだったら、有機肥料に関してはかなり、有機肥料や例えばリスト化した特定の有機資材なんかに関してはしっかりと補助をするということは村のPRにも直接的につながるのだと思いますので、ぜひその辺の納得感を得られる施策というか、支援を、今言ったことをご参考にしてやってもらえればと思います。特に農業に関しては赤井川村だけの問題ではなく、全国的な問題で労働力というのは非常に危機感を多分感じている農業者は多いと思います。実際にちょっと調べてみたのですが、全国の今アルバイトの時給額というのを調べてみました。今年の10月の段階でアルバイトの時給額は平均1,224円です。インディードという雑誌にキロロの求人が載っていたので、見てみたらアルバイト時給が1,500円で、ニセコで厨房のほうで人が集まらないということで、あるホテルでは2,000円を超える職種もあるということは聞いています。この賃金の高騰がまさに農業の姿を変えるかもしれないなというふうな危機感を持っている農業者が多いと思います。社会情勢の不安や物価の高騰、賃金の高騰、その中で野菜の価格はどちらかというと目減りしているというような状態。ここ数年の社会情勢をどのように取られるかは非常に難しい作業ですが、まずは労働力の確保につながる政策をぜひ赤井川村で考えていただきたいと、これも希望ですが、希望してこの質問も終了します。

最後に、ホームページの件まだまだ村長の認識もこれで本当に大丈夫かなとかというふうに思っている部分があるので、まだ問題点をさらにちょっと指摘していきたいと思います。まず、ツイッターに関してはもう2回も3回も、うまく機能していないのだったらやめればいいのということが多分委員会でも言ったと思いますけれども、ツイッターに関しては正直言って全く動いていない状態。通常村の出来事のページの一番下にツイートって書いてあるので、そこからツイッターに飛ぶのが多分最初にイメージされた部分だと思いますが、全くその辺も機能していない。ここ最近何ページか更新はされていますが、動けないページというのがあるのは実はホームページにとっては非常にマイナスです。だから、使えないのだったら削除するというのをまず提案させていただきます。

あと、赤井川のまるっと、さっきの産業まつりが終わって、終わったらすぐ広告は消すべきなのです。それが1か月も2か月も残っているというのは、どういうことだという。見ている人なんかはそれだけで、あれ、またお祭りあるのというふうに勘違いしてしまい

ます。

最後、多分一生懸命ふるさと納税の納税額を増やすためにいろいろ考えられていると思いますけれども、時間かかるので、今タブレットを動かしませんけれども、村の出来事、ふるさと納税って進むと最新の記事が出るのです。その最新の記事が2020年1月の記事です。ふるさと納税の紹介をするページが2020年の1月から全く更新されていないということです。これは、多分納税者は、やっぱり赤井川村に納税した人というのは見ます。何に使われているかとか、どういうふうな使い道があるかとか。そういう納税者にとって自分のお金がどのように使われているかを一番興味持って赤井川村のホームページをのぞくわけです。のぞいたときに出てきた記事が数年前の記事がぽつんと出ているだけで、ではその見た納税者はどう感じますか。また赤井川村に納税したいって思うためには、やはりどういふふうに使われて、どういふふうにふるさと納税が赤井川村で利用されているかというのが全く分からないような状態でまた納税しようと思うかどうか。その辺も考えると、扱い方があまりにも雑です。今回議会の研修で宮田村というところに行かせていただいて、同じ村ということでどういふ動きをしているかなと思ったら、ホームページにしても実際に調査に入ったときの、もう一瞬で、全く感覚が違う。ちゃんとゲストを迎え入れるような姿勢になっている。そのゲストを迎え入れる姿勢というのがこういうホームページに表れるのではないかなと思っています。

今言った特に3つに関しては、村長から言われているツイッターがXに変更されて、ほかの市町村もまだXのまんまなのだよというような書き方されていますけれども、情報のログインを求められるようになったので、今後はホームページ上の組み込みから外しなくなっていきますが、ツイッターのときからログインはしないと入れませんよ、これ。Xだから特別ということはないです。それを今ほかの市町村が、もう4市町村がツイッターで組み込んでいるからというのは、確かにほかの市町村はそうなのかもしれないけれども、周りが間違っているのをわざとうちでも間違ってもいいかって言ったら、そういうことではないと思うし、ここに月平均2.5万のアクセス数を数える村のホームページだって言っているのだからこそ、特にもっと重要だと思って運営してもらいたい、特にその中でも責任者を持って管理してもらいたいというのが僕の考えですけれども、その辺ちょっと村長もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、フェスティバルの関係ですけれども、お聞きするところによると連議員も実行委員会のメンバーだというふうに伺っておりますので、村としては村のできる範囲内のことで支援をしていきたいと考えておりますので、あとは先ほど私が最初のお話をさせていただいたとおり多くの村民が参加したりだとか、いろんな知恵を出しながらやるというような、もし道の補助金が削られるのであれば削られた中で、その中でどういふふうやっていくのかとかということをぜひ実行委員会の中で検討してもらうためのお声がけをしていただければなというふうに思います。

2点目の農業に関しては、非常に貴重なご意見をいただいたなというふうに思いますので、そういった部分を考慮に入れながら、引き続き関係者と農業者も含めていろいろ協議を重ねていきたいというふうに思っております。

ホームページに関しては、総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） ホームページの部分について、何点かお話をさせていただきたいと思います。

まず、お祭りの広告というのは、お祭りが開催されるPRチラシのことかなというような認識でございます。それを素早く削除するのがいいのか、赤井川村ではこういうような取組が過去にはされているというものを認識していただくのか、両方の観点があるのかなというふうに思います。速やかに消すべきだというようなご意見もいただきましたので、改めてさっき村長が答弁しているように各行事のお知らせだとか、終わった後のお知らせという部分については各担当課が責任を持って情報を更新したり、削除したりしている状況にありますので、そこは改めて職員に周知をしてどのような判断が適切なのかというのを検討してまいりたいというふうに思います。

2点目のふるさと納税の部分、ふるさと納税の多分使途とか現地交流会、このようなことをやりましたというようなカテゴリーから選ぶところのページのお話かなというふうに聞いていて認識をしましたが、ふるさと納税の部分につきましては、ふるさと納税をいただく段階で一番多く入っていただくページというのがやはりポータルサイトであるふるさとチョイス。村のホームページから村の寄附のサイトに入っていくというのは、なかなか正直少ないというのは、それは数字として表れています。あわせて、ふるさと納税の募集のページの紹介の段階には今回10月に楽天を載せましたので、楽天に飛ぶように、そこは速やかに対応させていただいたというような部分もございます。まずは、ふるさとチョイスの中でもこのたびむらバスにつきまして表彰をいただいたりとか、そういった部分ありましたので、速やかにふるさとチョイスのほうには既に載せております。そのような訴求力の高いところでPRを高めていきたいというのはまず1つの考えであります。

最後に、X、旧ツイッターのお話になりますけれども、皆さんからいろんなご意見をいただく中、そしてコロナ交付金をうまく活用する中で村のホームページの更新というものをさせていただくことができました。その段階で村のフェイスブックと旧ツイッターについては組み込ませていただいて、当時はツイッターのアカウントを持っていなくても、閲覧制限をかけていないので、どなたでもツイッターは見られる状況になっていたというふうに認識していますし、当然見れていました。ただ、今回変わったことによって、多分皆さんも御覧いただければ分かっていたかなと思うのですけれども、今村のホームページから組み込んでいる旧ツイッターを見ると通知がありませんみたいな表示がなされているのかなと思います。それが先ほどお話をさせていただいた後志管内4町村同様の形です。そのツイッターをやると、ツイッターにログインしてくださいということになって

いると、個人的なアカウントを持っていないと詳細の情報は見れないというような形にもなっていますので、そこについては旧ツイッターはツイッターとして運用して進めていくのが一つの方策としてはいいのかなというような形で、村長とも協議をさせていただく中で村のホームページから今回落として、ツイッターはツイッターとして運用していくというような判断に至りました。

ただ、一方、1つの例を申し上げますと、例えばふるさと納税なんかでやはりツイートでの宣伝力って結構ありまして、この間うちの商品があるところでご紹介をいただくことによって、赤井川村はそのツイートをリプライをするというような結果を持ちますと、やはり閲覧数は増えているというのは状況としてありますし、例えば国道393号が通行止めになりましたと。それも小樽開発建設部だとかの道路情報を我々も活用させていただく中で情報発信することによって、ふだん見られていない方も道路は使えないのだなど。やはり旧ツイッターの場合は情報の即効性というのはすごくあると思いますので、それはそれでもうしばらくの間活用させていただきたいというふうに考えているということで、3点申し上げ説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○2番（連 茂君） ありがとうございます。ということなので、端的に聞きますが、今総務課のほうでホームページ担当されているということなのですけれども、ある担当者を決めてというふうな考え方ってないですか。それだけご答弁ください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 担当者はおります。ただ、この場において誰々という名前をお話をさせていただくのは控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

続きまして、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 2件質問いたします。ちょっと長い文章になりますが、おつき合いよろしく願いいたします。

1件目の質問です。委託料の精査についてです。財政健全化という観点から委託料の精査について村長のお考えを伺います。アクションプランには特に盛り込まれておりませんが、委託料は毎年歳出の2割前後を占める大きな支出であり、これを精査し、無駄をなくすことは財政健全化を目指す村として最優先に取り組むべき課題ではないでしょうか。

そもそも委託が必要かどうか、その理由や目的の合理性、委託料の積算、委託先の選定、契約方法、契約内容が適正か。履行に対する検査や評価が適切に行われているか、行政サービスの向上と経費削減という両方の視点から改めて見直される必要があると考えます。

①として、情報システムの委託料に関しては、昨年C I O補佐業務、委託料900万弱かかっております。専門家による調査、分析が行われました。金額が妥当かどうか判断もつか

ないままに契約を結ぶことの改善につながり、情報システム以外の委託業務についても同じような取組が必要と感じます。

また、最終報告書でなされた助言、本来必要な作業にどれだけの費用がかかるのかを精査することが重要、長年の通例的になっている業務についても改めて見積明細を精査することで事業者には緊張感が生まれより精緻な見積りになる、仕様書に基づく見積提示による認識その抑制、これらにつきましても全ての委託契約において生かされるものです。単に経費削減のためではなく、業務の目的や期待する効果に対して適正な内容となっているのか再検討する機会にはいかがでしょうか。村がこのC I O補佐業務で得た知見、提案をどのように生かし実践していくのか伺います。

②として、随意契約を行っている業務の委託料については特に精査が必要だと感じます。随意契約は競争に係る手間が省ける一方で、契約に関する不透明さが増してしまいます。競争性が働かないことにより相手方の選定が恣意的になる、価格が不適正になる、業務の質が低下するといったおそれもあり、公正性、経済性、適正履行の確保という観点からも慎重な運用が求められているところです。

そもそも税金を財源とする自治体の調達方法としては一般競争入札が原則であり、随意契約は政令で定められた要件に該当する場合に限り例外的な取扱いとされております。業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよいという理由だけでは随意契約の理由とはならない、単に過去の実績や業務に精通している、特殊な業務等の理由で随意契約とすることは適切ではない。これらは参考にした随意契約ガイドライン、さいたま市と八街市からの引用です。

随意契約としている委託業務については上記のような理由ではなく、どうしても随意契約によらねばならない説明が必要です。単に前例踏襲で毎年の契約が繰り返されていないのでしょうか。また、財務規則に定められたとおり2人以上の者から見積書を徴するといった適切な運用は行われているのでしょうか。村長の現状認識と精査の必要性についてお考えを伺います。ちなみに、地域産業の下支えや地域内経済循環、住民や団体との協働、そうした地域づくりの観点から行う随意契約については理にかなっており、透明性を高め、説明責任を果たしながら自治体として適切に取り組むべきであると考えております。

以上です。

2件目です。むらバスの運行ルートについて再び質問いたします。行政報告にもありましたが、赤井川村の地域公共交通活性化協議会が令和5年度地域公共交通優良団体大臣表彰を受賞されたとの発表がありました。担当職員をはじめ、関係者の皆さんの努力に敬意を表するとともに、こうした形で評価をいただいたことを一住民として共にうれしく思います。

3月の第1回定例会で一般質問いたしましたむらバスの延伸について改めて質問いたします。意見交換の場や活性化協議会において、余市協会病院までの延伸を望む声が多数あったことを取り上げましたが、ニキバスや余市循環線が利用できる、実際の利用にはつな

がらないのでは、まずはこの乗り継ぎについて利用者アンケートなどの結果を見た上で改めて検討させていただければとの答弁をいただきました。地域公共交通計画では、協働でつくり上げる公共交通の運行に向けて意見交換会の継続的な実施を目指すことを施策として掲げています。しかしながら、今年度は今のところそうした意見交換会は開催されていません。協会病院までの延伸という検討課題を一般質問で投げかけたつもりでしたが、意見交換会も開かず、ほかに広く意見を聴取するための取組もなされていないとしたら、何を根拠に改めて検討されるのでしょうか。

11月から利用者アンケートを行っていると同っておりますが、利用者のアンケートで把握できるのは、あくまで今利用している方々の状況だけです。様々な理由で今利用していない、利用できない方々の潜在的な意見、要望、協会病院までの延伸というニーズのある、なしをこのアンケートから判断できるとは思えません。

一方で、8月から始まった通院送迎サービスの利用状況を伺いますと、余市協会病院へ行くために利用されている方は赤井川診療所と並んで多いそうです。福祉運送でもあるので、バスと利用者層は違うかもしれませんが、公共交通で余市協会病院を目的地としてつなげる必要を考える上では参考になる結果ではないでしょうか。

運行開始後においても従前同様に地域住民との意見交換会等を進め、運行内容を検討させていただき、検討段階の説明で何度も繰り返されたフレーズです。コロナ禍が明け、むらバスの利用状況にも変化が感じられます。当初想定していなかったような新たな課題やニーズも生まれているかもしれません。住民、利用者のニーズを反映し、柔軟に運行できることがむらバスであることの一番のメリットだと思いますので、意見交換の機会を閉ざさず、住民目線での公共交通デザインを継続していただけますようお願い申し上げます。

その上で、来年度に向けたむらバスの運行内容の検討はどのように行われていくのか伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

最初のご質問の委託料の精査についてお答えいたします。1点目のC I O補佐業務についてですが、特別交付税算定対象であることや、北海道の補助制度を活用し、昨年度C I O補佐業務を発注し、情報システム関連費用に関する客観的調査分析を実施した背景は、財政健全化の一環によるもので、総評として情報システムの現状調査、コスト構造分析、情報システムの評価においても過剰な見積りを提出している事業者は見当たらないという客観的評価結果となりました。

このC I O補佐業務で得た最大の知見、提案については、仕様書の明確化による事業者との認識そご抑制を図るという点です。システム保守、改修等の業務は業務担当職員も十分な知識、経験、視点に欠けていることは否めませんが、この提案を受け、システム関連

に係る標準的仕様書例を全庁に共有し、業務内容を適切に文書化し、本来の目的を達成できるよう従前の慣行に変化を起し、一歩ずつ進めている状況にあります。

議員ご質問にありました最終報告書でなされた助言は、全ての委託契約において生かされるものでありますが、まさにご発言のとおり認識しておりますので、目指す業務目的が達成されるよう今後も取組を図っていきたいというふうに考えてございます。

2点目の随意契約を行っている委託料に関する現状認識の精査の必要性ですが、業務の性質から地元事業者へ随意契約を実施している例のほか、昨年度の温泉熱利用のための温泉熱掘削調査のように指名競争入札で決定した温泉熱利用調査業務の受託者の成果を受け、資力、信用、技術、経験、業務の継続性などを総合的に勘案し、翌年度に随意契約を行っている例、各種計画等策定業務においては価格競争という観点のみでなく、公募型プロポーザルによる企画、提案型により優良提案事業者を決定するなど業務の性質により事業者を選定しており、法律に即して契約を行っております。

また、ご質問にありました財務規則第119条第2項における2人以上の者から見積徴収に関するご質問に関しては、財務規則に基づき契約の目的、性質に関してその取扱いを行っている状況にあり、全ての委託業務に関して複数の見積りを徴しているものではありませんことを申し添えさせていただきます。

次に、むらバス運行ルートについてお答えいたします。余市協会病院までの延伸については、昨年度村内3地区で実施した地域公共交通懇談会において赤井川地区の参加者より要望をいただいておりますが、地域公共交通を考える上で個々の住民の皆さんの声や願いを受け、全てにお応えすることは難しい現実であると考えています。

何を根拠に改めて検討されるのかという点に関しては、議員ご質問にもあるように6月の地域公共交通活性化協議会において合意形成を行い、8月から社会福祉協議会が運行主体としてスタートしました交通空白地有償運送による通院送迎サービスの利用動向がむらバスの余市協会病院を目的地として掲げる必要を考える上で最も重要であると判断しております。なぜなら令和3年度に実施した地域公共交通実証運行同様、現時点における実際の利用データ、利用ニーズであるからです。

社会福祉協議会の報告では、8月から11月の4か月間に実質10人、延べ14人に対して余市協会病院まで送迎サービスを提供しているとのことで、月平均3.5人の輸送実績として捉えると今後の利用状況の推移を見守りたいと考えております。

また、議員のご質問にあります福祉輸送の点については、介護保険サービスとして提供されているものと認識しており、交通空白地有償運送として赤井川村と余市間を結ぶむらバス、村の移動支援サービスとしてのおでかけアシストサービス、村内、余市町及び仁木町への通院サービスとしての通院送迎サービスという輸送資源と生活圏におけるJRや北海道中央バスとの交通資源を組み合わせ、地域公共交通のデザインを進めていきたいと考えております。

なお、運行初年度である昨年度、地域住民からむらバス乗務員に余市町から赤井川へ向

かう午後便ダイヤの変更の要望が多く寄せられました。この状況を受け、毎日バス利用者と接する運行受託事業者とも十分調整を図り、本年4月1日より一部ダイヤの変更をさせていただきますので、引き続き現在実際にバスを利用している住民目線に立ち、利用されるむらバスを目指し、運行を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問を受けます。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 1件目の委託料の精査ということについて再質問いたします。

1点目のご回答として最終報告書でなされた助言は全ての委託契約において生かされることのご回答でしたが、具体的にどのような取組をされるのかについてお聞きいたします。

2点目については、公募型プロポーザルにある企画、提案型により優良提案事業者を決定するなどお答えにありましたが、この決定自体も長年そのまま続けていくと前例踏襲という形になります。最初の質問の中でも申し上げたように納入実績があるとか、そういう今までの前例をそのまま踏襲してただ続けている、その期間の中にいろんな条件が変わったり、競争性が発生したり、そういうこともあり得ることだと思います。ただただ随意契約続けていくことは前例踏襲という批判にも当たるのではないかと考えますが、その辺どのようにお考えかお聞かせいただきたい。公募型プロポーザルによる優良提案事業者を決定するというのは、どのくらいの期間それが有効と考えるのか、その辺についても伺いたいと思います。

3点目について、財務規則に基づき契約の、その下段です。随意契約の2人以上の者から見積徴収ということに関して、財務規則に基づき契約の目的、性質に関してその取扱いを行っている状況ということで、全ての委託業務に関して複数の見積書を徴しているものではないというお答えでした。実際何件の随意契約の中のうち何件見積書を2者以上の者から徴収している実績があるのか、ちょっと数字的なことを伺いたいと思います。

その上で財務規則見ますと、2人以上の者から見積書を徴さなければならないの例外として、その例外になるのは契約の目的、または性質により契約の相手方が特定されるとき、また市場価格が一定している場合であって一般競争入札、または指名競争入札に資する必要がない物品を購入するとき、こういう場合に限られております。果たして今その見積書、2者以上の者から徴していないケースがそれに当たるのかどうか、それぞれについてきちんとした説明ができるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

以上、3点です。お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） すみません、数字的なものに関しては精査をしないと、今ここで1者見積りでやっているのは何件だとかってちょっとお答えできないのですけれども、まずどのような、具体的内容のどうやって今後見直しを図っていくとか、そういう取組をしていくのかということで、具体的な部分でつい最近指示を出したのは、僕のほうに決

裁がそれぞれ、例えばシステム改修だとかなんかについて上がってくるのですけれども、僕自身もそういう見地はありませんので、補佐業務でやったような業者さんにもう一回、要するに全体ではなくて、そういう個別具体的にやった場合にどの程度の経費がかかるのかということも含めて役場全体の中で今国の標準化的なもので、国の標準化にはまらないで独自にやらなければならないようなシステムもあるものですから、そういった部分についてはまたきちんと専門家の知見を入れた中で評価をしていくということを検討してくれというふうに出していますので、そういった形で専門的な考え方が必要となるような事業なんかについてはなるべく、お金はすごくかかればちょっと考えますけれども、ある程度の経費で済むのであれば、そういったきちんと根拠を持った形での取扱いをしていきたいなということでそういう指示を出させていただいております。

あと、前例踏襲というか、数値的な部分にいきますけれども、僕も全部頭に入っているわけではないですけれども、大抵のものについては大体2者ぐらいから、ちょっとした備品だとかなんかにについては、1万円以内か1万前後ぐらいのものでは2者ぐらいから見積りもらったりとかいう格好でやっています。1者からというのはどうしても、具体的に言うと例えばダムの機器類だとかという専門の機械が入っていて、専門のメーカーがそこでやっているの、違うメーカーにメンテナンスを頼むというわけにはいかないのです。だから、そういう部分については財務規則でも言っているような、どうしても特殊な部分に関して該当するということで、そういうところに頼んでいったりというようなことで、今ずっと僕の頭に浮かんだのはそういう部分で1者随契で、その機械が運用されている間はそこに頼んでいかざるを得ないということもありますので、そうはいつでも、ではその価格が本当に正しいのかと、ではどうやって評価するのというふうになると違うメーカーのところの、要するに点検の見積りなんかを参考見積りとしてもらっておいて、実際に予算計上するときには比較をしながら、その業者からの見積りで予算計上したりだとか、そういったところの機械によって単純に比較できないところはあるのだけれども、技術料だとか、出張旅費だとか、そういうところも全部入ってきますので、そういうところが本当に他の業者も同じぐらいなのかというようなところでの点検をしながらやっている状況にはありますので、全てうまく全部ここで説明はできないのですけれども、一応そういった形の中で日々職員たちも、私も含めてですけれども、決裁が上がってくる段階でチェックをさせてもらっているというところです。ただ、あと1者とか2者とか複数での見積徴収とかという、そういった形の中でやっているやつ、数値的なものは次回の議会のときぐらいまでに調べさせますので、そういうことでご了承いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ありがとうございます。今村長がご説明いただいたようなケースは合理的なものとして住民の納得感もあるかと思っておりますので、全てのことにしてそうしたことがきちんと説明ができるというのが理想だと思いますので、よろしくお願ひいたし

ます。

あと、すみません。先ほど再質問で申し上げるところ抜けたので、ちょっと1つ付け足して、財務規則の119条の4に随意契約による場合においてはその決議書にその根拠法令の条項を記載しなければならないとなっておりますが、すみません、議員として活動している中でそれってどこに、では記載されているのか、今まで。その辺りがちょっと分からなかったの、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 事務的な部分なので、私のほうからお答えさせていただきます。

契約をするのに当たりまして、起工決定書というものありますけれども、そのところに随意契約をする理由というのを書く欄がございまして、地方自治法の施行令の167条にいろいろな随意契約ができる理由というのは、議員ご存じだと思いますけれども、その中のどれに該当するの、理由を明確に書いて随意契約の事務処理を進めているというような形になっております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、2件目のむらバスの運行ルートについてということで再質問いたします。

そもそも質問の趣旨は意見交換の機会がなぜないかということでしたので、そのことにきちんと答えられていないと思いましたので、そこを教えてくださいたいというのが1点です。

また、余市協会病院までの延伸というのは、全ての要望に応えることは難しいというご答弁でしたけれども、なぜ難しいのかという説明がいまいち十分ではないと感じております。住民の方にしてもそういう声を聞きますので、なぜ難しいのか、その辺の説明をいただきたいが2点目で、3点目、答弁の中身見ますと協会病院へは送迎サービス、通院送迎のほうで行ったらいいのではないかというお考えなのかなという印象を持ちました。ただ、その場合ですと今車1台、たまに借りたりして2台出ることもあるのかな、2台はないか。でも、人員も車も限られていますよね。その状態で協会病院までの送迎を全部担うとなるとちょっと難しいのではないのかなというのと、あとやっぱり対象者も限られますので、認定も必要なサービスですので、その辺についてどのようにお考えなのかの3点です。再質問いたします。お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） まず、1点目のなぜ懇談会を開催しなかったのかという部分についてお答えさせていただきます。

村長からの答弁にもありましたように、昨年度につきましては3地区で計10名です、延べ。赤井川地区が6人、都地区が2名、残りは落合地区というような形になってございました。むらバスが走るまでいろんな意見交換会をやってきましたけれども、バスが運行し

た形によって懇談会に参加する方が正直減少したというのも事実です。年々減少していったというのも事実です。そのような中、昨年度、この8月から始まった村内のお出かけアシストサービスなんかを、具体の検討なんかをいろいろしている中で懇談会を来年やめて、まずは社会福祉協議会とか、お出かけアシストサービスを運行するような皆さんと、いわゆる事務側と言ったらいいのでしょうか、まず勉強会をしっかりとやろうというような形で本年度勉強会を開催したいという経緯もありまして、懇談会をやめてそのような事業の展開にスキームを変えたというようなことで回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 残りの2点について、私のほうからお答えします。

協会病院までの延長はなぜ難しいかという部分に関しては、議員もご存じのとおりこれをやるに当たって、まずは実証運行というものをやらせていただいて、その数字があまり芳しくなかったというのが一番大きな部分でありました。いろんな意見交換会で伺っても、あればいいよねという声は確かに聞きます。でも、本当にそれを使わなければならない方がどれだけいるのかという部分を私たちいろいろ検討していく中では、一つはこの送迎サービスという部分、実際に1人では行けないのだと。そこは認知症等の問題があって一緒に行ってもらいたいという声があったのも事実で、その部分のサービスというのは今回8月から提供できるようになりました。

3点目にもつながるのですけれども、ではこれが全てかかっていったらもちろんそうではないです。そうではない方というのは何になるかということ、自分の足で要するに協会病院までバスを乗り継いで行くことができる方々、1人で行ける方々、だけれども、車の免許は持っていなかったり、家族の車がなかったりという形で1人で行かなければならない方となるとかなり限定されるのかなというふうに考えています。議員のほうでも書かれていますけれども、もともと村のほうとしても行く方法としてはむらバスで余市まで行って、そこで乗り換えて余市循環線、それからニキバス等で協会病院まで行く方法というのはいわけではありません。ただ、そこで待ち時間がやっぱり長いだとかという声を私たちも聞いています。ただ、これから先いろんな話をしていく中で、他町村等も含めそのダイヤ調整という部分は今後も、もし場合によっては考えていく必要があるのかなというふうには考えておりますが、今のところそれが物すごく多いのであれば緊急性が高い事案だというふうに考えておりますが、実際の病院に通われている方々の実数見てもそこまでの数ではないというふうに私たちも捉えておりますので、その部分が一番最初に書いてあるとおり、全てに対して全部応えられるわけではないという部分もご理解いただければというふうには考えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 再々質問。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 再々質問いたします。

まず、高松課長からのお話に関してなのですけれども、その懇談会をやめて勉強会にしようという判断自体がなぜ行われた、どこで行われたのかというのがちょっと気になる。内々で決められたのだったら、それはどうなのだろう。住民目線で適切と言えるのかというのを考えます。地域公共交通計画、最初の質問でも申しあげましたけれども、施策として掲げております。それを見たら当然のように毎年意見の聴取、何らかの形であるはずだよねって普通思います。地域公共交通計画の形骸化にもつながることですし、担当されている方々の中でそれ決めてしまったとしたら、私はそれはいかななものかと感じます。前懇談会来られた方だんだん人数は減ってきたとおっしゃっていましたが、皆さんやっぱり一回行ったら、もうそれで答えがないとしたらそれが答えなのだなって思うのです。何度でも来て何度も言うって、それだけパワーある方ってなかなかいらっやらない。一度行って駄目だったら、きつともうそれが答えなのねって、大体の方そのように捉えてしまいますので、やはりまずは計画に掲げられていることですので、きちんと行っていただきたいと考えました。いかがでしょうか。

それに対するお答えと、まずその次に副村長からのお答えの中で実証運行の数字ということ触れておりました。ただ、住民の方からも指摘があったかと思いますが、実証運行を行ったのは雪のない時期だけなのです。雪のない時期だったら、例えば温泉でも楽だとか、乗ったり、乗り合わせで行ったりとか、いろんな方法で行けるけれども、やっぱり雪のない時期って全然皆さん違うのですよ、事情が。だから、冬はバス利用したい、そういう声も伺っております。だから、この運行開始前に行った実証運行の結果だけが独り歩きしてしまうのはいかななものかと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

それともう一点、協会病院に行くという方は限定されると考えるというお答えでしたけれども、その根拠、通っている方的人数カウントされているのだと思うのですけれども、例えば協会病院の近くにある介護施設であるとか、そういうところに誰かご家族の方が入っていてそこに行きたいとか、そういうニーズもあります。そういう声をやっぱり拾うためにも意見交換会重要だと思うのですけれども、協会病院実際本当にいるのというのその本当にの部分をもうちょっと掘り下げて、声が出ているのですから、では実際どうなのだろうということ把握するためのアクションというのは村のほうとして、または地域公共交通活性化協議会になるのでしょうか。そちらのほうとしてもアクションが必要かと思えます。こちらから出ていって聞くぐらいの、やはり姿勢を持っていただきたい。それでこそその地域住民目線での公共交通と言えると思いますので、せっかく表彰も受けたことですし、ぜひ内実、これからもすてきなバスであるようにという思いを込めまして再々質問いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 1点目の件についてご回答させていただきます。

昨年行っていた意見懇談会から今年変えたという部分につきましては、あくまでも地域活性化協議会の事業計画として位置づけて勉強会を行いました、福祉関係者。なので、我々の一存ではなくて法定協議会で事業計画を立てて議論いただいて、計画を認めていただいて実行したというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 2点目以降の部分に関してです。

僕が前からお話ししているとおり、これで終わりではなくていろいろこれからニーズによって変わっていくのがむらバスだというふうに思っていますし、地域公共交通だと思っています。ですから、実証運行の数字が全てではないって僕も思っていますし、ただこれからも住民の意見を、意見懇談会だけがその場ではないというふうに思っています。というのが、11月に行っています区会の懇談会、その中でもいろんなお話を私たちは聞くことがあります。それから、もう一つ、今一番多いのは村長の答弁にあつたとおり運転手さんに直接言うという方が結構多いのです。その意見というのは僕らにも返ってきますので、そういう部分を今後また集約しながらどういうふうにしていくのがいい方法なのかというのはこれからも地域公共交通活性化協議会使用いながら、その中で皆さんで議論しながらやっていきたいというふうに思います。

それから、繰り返しになりますが、そういうのが欲しいという声があるのは私たちも知っています。ただ、それが地域公共交通というものに頼らなければならないものなのか、そこも要するに限られた予算、限られた人員の中で私たち運営していかなければならないものですから、さっき言った繰り返しになりますが、全てに答えられるわけではない。ただ、その需要が大きくなれば私たちもいろいろ応えていかなければならないというふうに思っていますので、これからも住民の意見聞きながら、みんなで一緒に公共交通というものをつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。ご苦労さまです。

（午後 4時42分散会）